

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S15004・S15005・S15085・S24006・S25125

③施設の情報

名称:大洋学園		種別:児童養護施設
代表者氏名: 園長 中村浩行		定員(利用人数): 46名・45名
所在地:岩手県大船渡市立根町字下欠 125-15		
TEL:0192-26-2714		ホームページ:有
【施設・事業所の概要】		
開設年月日:昭和30年3月29日		
経営法人・設置主体(法人名等): 社会福祉法人 大洋会 理事長 木川田典彌		
職員数	常勤職員: 32名	非常勤職員: 5名
専門職員	(専門職の名称:) 名	・宿直専門員 4名
	・施設長 1名	・嘱託医 1名
	・事務員 1名	
	・児童指導員 9名	
	・保育士 10名	
	・基幹的職員 1名	
	・個別対応職員 1名	
	・家庭支援専門相談員 1名	
	・特別指導員 1名	
	・里親支援専門員 1名	
	・心理療法士 1名	
	・栄養士 1名	
	・調理師 4名	
施設・設備 の概要	(居室名)	(設備等)
	本体ユニット(5ホーム) 33名	多目的ホーム・医務室・静養室
	地域小規模グループケア(1ホーム)7名	親子訓練棟・自活訓練室・相談室
	地域小規模ホーム(1ホーム) 6名	心理療法室・図書室
		併設施設 児童家庭支援センター

④理念・基本方針

【法人基本理念】

ノーマライゼーション

—人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とする—

⑤施設・事業所の特徴的な取組

〈人的サービス面〉

- (1) 養育・支援の統一した対応のために、平成25年度より各ホームチーフ制導入。チーフリーダーも配置。
- (2) アセスメントと自立支援計画の策定、管理（モニタリング、総括）。
- (3) 経験の浅い職員増加に伴う、園外研修への積極的参加と園内研修（研修委員会設置）の充実。

〈設備・環境面〉

- (1) 全面ユニットケア移行後、児童職員からの要望を取り入れ、修繕は随時進める。それ以外の環境向上（園庭・遊具等）。
- (2) 学力向上のための学習支援（児童の希望に沿った通塾・外部支援機関との連携）。
- (3) 高校卒業後の進学希望増加に伴う、修学資金の確保。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年8月21日（契約日）～ 平成28年1月21日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	10回目（平成26年度）

⑦総評

◇ 特に評価の高い点

○ 「最善の利益」にかなう進路決定に向けた支援

「養護要領」に学習支援・進路指導の基本的対応方法を明記し、全職員が協力して、子ども自身の進路に向けた意欲向上と進路選択支援の環境づくりに努めている。自立支援計画の中に進路支援を位置づけ、学習及び生活支援を丁寧に進めながら、本人による最終的進路の選択・決定につなげている。身近な地域に大学、専門学校がないため、特に高卒後の進路相談は早めに開始し、全国的助成団体・大学等の「進学・就職助成一覧」を施設独自に作成し、本人へのきめ細かな情報提供を行っている。自活訓練や社会人講座の開催等を通じて、本人の自活能力の向上を図りながら進路選択を支援し、県内外への就職や専門学校等への進学につなげている。

◇ 改善が求められる点

○ 総合的な人事管理に関する取組

人事基準は法人規程において施設種別を問わず一律に定められており、職員室でいつでも見られるよう保管されている。しかし、人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するためには、施設種別の特性を加味して評価する仕組みが必要である。また、学園での取組としては「養護要領6章」に示されており、第三者評価時の自己評価や業務アンケートの他、個別年度目標を職員一人ひとりが立て、園長からコメントをもらっているが、コメントだけではなく個別の面談等を通して職員が、自分の将来の姿を描くこと等ができるような対応が求められる。

⑧第三者評価結果に対する事業者のコメント

今年度は、42名の児童数でスタートとなったが、すぐに45名まで増え、ユニットの編成状況から男女の別、また年齢の上下によってと、新たな児童を受け入れることに条件が加味された。これも、ユニット化されたことによる影響の一つと思われる。いずれ、昨年度32名でスタートしたことを考えると、1年で13名の子どもたちが増えたことになった。受け入れた子どもたちが多いということは、ユニットという小さな生活環境で他の子どもたちへ及ぼす影響は大きく、子どもたちにとっても職員にとっても落ち着かない状況となったことは否めない。その中での第三者評価でもあり、昨年度より計画的に進めていったものの、その作業量や時間的な制約は、子どもたちへ支援の影響と職員の負担となったことも事実であった。

さて、昨年度から始められたグループ評価につきましても、2年目ということもあって職員個々の認識も向上し、評価の内容が更に理解されてきたように思える。また、反省の中にあつた取り組みへの準備期間も十分とは言えないが、とりかかりの時期を早目に設定し、計画性を持ったところに改善してきている。更に、今年度「養護要領」の追加として「衛生管理要領」「ケース記録要領」「アルバム作成マニュアル」を作成し、職員に周知しているところである。しかし、「養護要領」の内容が増えるごとに職員の学習への負担も大きく、特に経験年数の違い等によって理解度も異なってくる。そこで、新たな取り組みとしては、マニュアルをフローチャート化、図式化等が提案されているところである。文字だけでなく、支援の要点や流れを図式化することで、養護技術を習熟しやすい環境を整えることが必要と思われる。

人材確保と育成という部分に関しては、今年度新たな取り組みとして、関連する養成校である大学・短大・専門学校等へ学校訪問を実施し、さらに学内で職場説明会を行うことができた。結果的に、来年度新規採用職員を早い時期に確保できたことは、大きな収穫だったといえる。今後も継続することはもちろんであるが、東北管内までエリアを広げ、法人内で協議、分担しながら取り組むべき事項と考えている。しかし、課題である人事基準に関しては、今年度も進展がみられなかった。これは、人材育成に大きくかかわってくる部分でもあるので、法人と協議しながら早急に取り組むべき事項と考えている。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【児童養護施設 大洋学園】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。</p> <p>法人・施設の理念、基本方針は、「養護要領」、ホームページ、パンフレット、広報誌五葉新聞等に明文化されている。法人(大洋会)の基本理念は『「ノーマライゼーション」人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とする。』としており、福祉事業全般を網羅し、複数の種別事業所に通じるものとなっている。これを受け施設では、入所児童を含むすべての児童の最善の利益の追求をめざし、特に「すべての子どもは地域の子ども」と位置付けている。また、周知に対し職員には、会議の際の読み合わせの取組や研修において周知、理解を深めている。子どもに対しては、入所時やホームでの生活の中で内容をわかりやすく説明している。また、子どもの入所時の状況や置かれた環境の個性もあり、すべての子ども、保護者等に周知ということは難しいが、今できる限りの範囲で取り組んでいる。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>当施設は、社会福祉事業全体の動向について具体的に把握しながら、大洋会近未来計画を策定し、国、県、市の施策を先取りし、本計画を前倒して、家庭的な施設運営を実施するなど地域における先駆的な取組などを実施し対応している。また、潜在的な支援を必要とする子どもに関するデータについては、併設する児童家庭センター大洋との連携により収集している。施設体制や職員体制、財務状況においても、全養協(全国児童養護施設協議会)や東北ブロック及び岩手県児童養護施設協議会、大船渡市や要保護児童支援対策協議会などとの連携により把握されている。</p>		
3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>第三者評価の自己評価や業務改善アンケートなどを実施し、経営環境や養育・支援の内容、施設体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。しかし具体的な取組については、法人が複数の種別の違う施設経営を行っているため、本施設独自の取組は難しく経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされているとまでは言えず、経営課題の解決に向けた取組について現在進行中といえる。経費節減や業務のパソコン処理及びソフト導入による効率化の推進、或いは業務改善アンケートによる課題把握など経営改善への取組は評価できるものの、財務や業務効率については課題発見が十分ではない。今後、法人の多角経営に対応できる人材養成の面からも、幹部職員による運営委員会などによる組織的な取組に期待したい。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>法人は大洋会新活動計画(平成26年～30年)を策定している。本施設においては法人の計画を踏まえ、大洋会児童福祉近未来計画(平成24年から28年)に具体的な数値目標を入れたものが示され、前倒して実践し、国が示している社会的養護施設の将来像の具現化を図っている。来年度は計画の最終年度となるため、総括と新たな課題に向け見直し等も含めた検討に入っている。中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 単年度計画は大洋会児童福祉近未来計画(平成24年から28年)を反映し、4つの基本方針、養育・支援目標6項目と重点事項により具体的なものとなっている。また、日々の取組の中で具体的な成果等の設定がされており、職員からの積み上げ方式による単年度計画となっている。さらに、委員会活動による具体的な取組の進捗状況や成果の確認ができる内容となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に 行われ、職員が理解している。	a
<p>評価者コメント6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 事業計画は、業務改善アンケートや毎年の自己評価及び第三者評価受審結果により、積み上げ式による課題改善を基本に策定している。見直しや評価・改善は、連絡会議をはじめとする各種会議や各種委員会においてその都度話し合いがもたれており、職員の理解を得ている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>評価者コメント7 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 子どもには、子ども版での周知のほか、年度初めの自治会総会において園長から説明されている。また、ホームにおいては職員と子どもの話し合いのテーマとなっている。保護者に向けては五葉新聞の配布のほか、子どもの置かれている状況、保護者及び家庭環境を考慮しながら家庭支援専門相談員の訪問(年間50回目標)により説明を行っている。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	a
<p>評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 本施設の養育・支援は「養護要領」を中心に実施されている。「養護要領」は第三者評価に伴うサイクル(自己評価→グループ評価→運営委員会での評価→職員会議での評価→第三者評価の受審→改善点の検討→全体周知・職員会議)の流れにより、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に向けた取組を実施している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計 画的な改善策を実施している。	a
<p>評価者コメント9 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 施設では、『第三者評価に基づく「養護要領」改正・体制改善ポイント』を文書化しており、連絡会議や職員会議、チーフ会議を通して職員間での共有が図られている。また、改善ポイントは職員会議において担当を決め、年度中に改善を図るなどの仕組みが構築されている。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>園長は大洋学園の取組の中で、学園の方針を明確にしており、業務分担や各種要領の中で役割と責任(不在時の対応も明記)について表明し、文書化している。また、園長の方針等は年度末や新年度に職員会議等で表明し、広報誌である五葉新聞にも新年度の挨拶として明記しているほか、連絡会議においても理解を図っている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>東北ブロックや全養協(全国児童養護施設協議会)研修等に参加し、社会福祉関係法令、労働基準に関する法令、道路交通法等社会的ルールに関する法令、社会倫理など遵守すべき法令に照らし合わせて運営を行っている。また、連絡会議に参加し、法令に関する事、特に児童虐待等については法令等の正しい理解への取組を行っている。親権の変更などの法的問題は大洋学園顧問弁護士に相談し、子どもの最善の利益等について適切な対応を行っている。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は養育支援の質の向上に向け、前園長から引き継いだ毎年の第三者評価受審を通じて定期的、継続的な評価を実施し、課題の把握や改善のための具体策について評価・分析を行っている。また、業務改善アンケートの実施とその集約などで養育・支援の課題などを把握している。さらに、改善のための取組としてチーフ会議、各種委員会の取組など体制の整備を行い、職員研修についても充実を図っているほか、自らの経験等も活かしながら指導力を発揮している。今後は、法人内の障がい者施設等との連携による取組についても期待したい。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は学園が従来から課題としてきた人材の確保について積極的に取組み、人材確保のため各大学を訪問し、学生に向けたガイダンスなど積極的に行っている。また、業務改善アンケートを実施し、職員の意見を集約し、職員の働きやすい環境整備(労働組合の立ち上げ等)に積極的に取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。</p> <p>大洋学園近未来計画を策定し、学園が望む職員像を明記している。また、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画を策定し、それに沿って進められている。震災以来の課題であった人材確保については今年度、採用試験の時期を見直したり、園長、園長補佐が大学を訪問し、説明を行うなどの取組により2名の内定者を得ることができ、人材確保に前進が見られる。また、人材の定着については、資格取得助成制度等が用意されている。人員体制についても、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理職など職員の加算配置に積極的に取り組んでいる。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 人事基準は法人規程において施設種別を問わず一律に定められており、職員室でいつでも見られるよう保管されている。しかし、人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するためには、施設種別の特性を加味して評価する仕組みが必要である。また、学園での取組としては「養護要領6章」に示されており、第三者評価時の自己評価や業務アンケートの他、個別年度目標を職員一人ひとりが立て、園長からコメントをもらっているが、コメントだけではなく個別の面談等を通して職員が、自分の将来の姿を描くこと等ができるような対応が求められる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 学園では、業務改善アンケートを実施し、職員の意向把握に活用しているが園長との個別面談は行っていない。福利厚生団体への加入についても、職員の希望により、加入しないこととしている。しかし、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みや、サポートする必要があると認められる職員に対する対応等、把握した職員の状況に対して、組織的な取組には至っていない。相談の窓口設置についても、組織的な取組はなく、「困ったことがあれば問題の内容により、園長や補佐に相談する」といった対応となっている。子どもの状況はより深刻な対応が望まれる困難事例も増えてきており、職員の心身の健康を確保するためにも、相談窓口は組織内部はもとより、外部にも設置することが望ましい。また、働きやすい職場にするために、総合的な福利厚生について、役員や幹部を交えた討議の場の設置が求められる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 目標管理制度は、法人・施設の理念・基本方針をはじめとする全体目標や部門(チーム)、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みであり、職員一人ひとりの目標が設定されている。また、個々の目標の再確認はパソコンでいつでも確認できる状況となっている。しかし、園長・補佐からはコメントのみとなっており、進捗状況・目標達成度の確認や面接は行っていないため、その仕組みの整備が必要である。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>評価者コメント18 施設として、職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示しており、年度初めに年間研修計画が出されている。業務分担での個別研修計画、研修委員会の取組、研修振り返りシートを活用しており、園内研修・園外研修共に年度初めに周知され、必要があれば追加で研修を行うなど随時見直しも行われている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 教育研修は、研修の振り返りシートの活用(水準に応じた)や職員個票で資格等を把握し実施している。教育・研修の内容については、職員アンケートにおいても確認している。研修については、受講希望が多いことから、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。しかし、階層別、職種別、テーマ別研修等の機会を確保し職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の体系的な取組が望まれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備している。また、効果的なプログラムを用意し、保育士・社会福祉士の実習を受け入れている。専門職に応じたそれぞれのマニュアルがあり、学校側とも連携しながら実習を行っている。平成26年度は11校35名を受け入れた。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 ホームページ、広報誌五葉新聞により財務諸表及び事業計画、事業報告及び苦情の内容、対応、改善状況について公表している。ホームページは26年度にリニューアルし、第三者評価の受審結果が公表されている。また、苦情・相談の体制や内容について公表し、苦情とQ&Aとして掲載されている。広報誌は年3回地域（保護者、学校、行政、関係機関等）に発送している。小中学校には年1回懇談会（学洋会）を行い、施設の概要説明を行っている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 福祉サービスの提供及び、業務執行に関わる「内部統制」として内部監査が実施されている。また、会計事務所との業務契約により、必要に応じて相談・助言を得、定期的に確認する仕組みがある。また、施設の会計をはじめとしてそれぞれのホームにおいても会計係を配置し、経理規程に基づいて処理されている。毎年度の第三者評価受審によって適正な経営・運営を行い、顧問弁護士への相談等も実施し公正な運営が実施されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 施設の理念は「すべての子どもは地域の子ども」と位置付けており、地域との関係は密となっている。学校行事、スポ少、部活、地域子ども会、登下校時の通学路の見回り、地域の安全見守り活動、PTAの事務局や役員を引き受けている。また、大船渡市長杯球技大会の開催と地域ボランティアの協力や歳末演芸会の開催など、地域の中の施設となっている。子どもは、学校や地域の友人の訪問について、ルールを決めたうえで施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 「養護要領」のボランティア受入要領により、ボランティア等を受入れている。担当は園長補佐となっており、事前説明を行い、ボランティア受付表で整理されている。26年度は理容奉仕をはじめ3件のボランティアを受け入れている。また、職員は小中学校の事務局や学校評議員、いじめ防止委員会委員等を引き受け、さらに地域保育園へのボランティアをはじめ、職員を講師として派遣するなど学校教育への協力を行っている。今後の更なる取組として、ボランティア受入れの拡大やボランティアの育成に関する研修や支援に期待したい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 「養護要領」に大船渡市内の医療機関一覧・関係機関等対応要領及び関係機関リスト、要保護児童対策協議会が示されている。職員への周知は研修や連絡会議等での読み合わせで説明している。学校・大洋学園懇談会（小・中・支援学校）は年各1回定期的を実施されている。また、各児童相談所との連絡協議会、小中学校PTA役員会への参加等も実施している。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</p> <p>地域との関わりを深める方法として、専門的な知識・技術や情報を地域に提供することを目的に、職員を講師として学校等へ派遣している。虐待防止セミナーの開催や里親の研修受け入れも行っている。地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にするために歳末演芸会の実施や学校、地域、スポ少行事などへの協力も行っている。また、ショートステイやトワイライト事業を実施し、地域の子育て支援を行っている。26年度の受け入れは、ショートステイ2件3名・トワイライトは1件1名。27年度は現段階でショートステイ5件となっている。さらに、災害時の地域における役割等について、非常時対応要領で地域における役割が記載されている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>大洋学園では、事業計画の中に「地域子ども家庭支援」の項目を掲げ、地域の具体的な福祉ニーズを把握した事業・活動の展開に取り組んでいる。具体的には、要保護児童対策協議会への出席や児童家庭支援センター大洋との連携、小学校・地域子ども会との話し合い等で地域のニーズを把握し、PTA役員やスポ少スタッフとして活動しているほか、地域の子育て支援として、ショートステイ・トワイライトの受け入れを行っている。また、「DV被害者緊急一時避難受け入れ対応要領」を定め、配偶者暴力相談支援センター等からのDV被害女性や同伴児の緊急受け入れ要請に備えており、加害男性来訪時の対処手順等も定められているなど、子ども家庭福祉の重要な地域資源として期待される事業や活動の展開が図られている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>法人理念を「ノーマライゼーション 人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とする」としており、「養護要領」を養育支援のバイブルと位置付け、「養護要領」に職員の基本姿勢を明示し、毎日の連絡会議終了後に養護要領の読み合わせを行い、共通理解を図り、実践に努める機会としている。また、「養護要領」には養育・支援の基本が示され、日々の養育・支援に反映するよう努めている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、研修計画に盛り込み研修が実施されている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。</p> <p>「プライバシー保護に関する要領」「被措置児童虐待対応要領」が整備され、連絡会議終了後に読み合わせを行い、職員の理解を図る取組を行っている。子どもたちには「いわてこどものけんりノート」を用いて説明を行い、日々の養育・支援時においても子どもの発達段階に応じた説明等を行っている。保護者へは、措置の状況やその家庭状況もあることから個別の説明は困難なケースが多いが、「五葉新聞」に掲載し周知を図る取組や家庭支援専門相談員による説明が行われている。子どもたちは平成25年からのユニット化により、個室が整備され他人に干渉されない私生活上の自由が守られる環境が整っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>評価者コメント30</p> <p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>パンフレット・ホームページ・入所時説明書を作成し、写真やルビを振るなど分かりやすい工夫がされている。また、入所予定の子どもの事前訪問を実施し、利用に必要な情報を提供している。保護者へは、措置の状況やその家庭状況もあることから個別の説明は困難なケースが多十分とは言えないが、家庭支援専門相談員が家庭訪問時に説明している。</p>		

31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 パンフレット・入所時説明書を用いて施設が定める様式で保護者の同意を得ている。子どもに対しては一緒に現状説明・確認をするなどの配慮がなされている。しかし、措置入所ということもあり、保護者の同意が得られにくいケースや説明に配慮のいる子どもや保護者もいることから、その対応についてはマニュアル等によるルール化が求められる。</p>		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>評価者コメント32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。 措置変更引継ぎ書類・手順が作成され、フェースシート・アセスメントシート・自立支援計画書・総括を措置変更先へ提出する体制が整えられている。アセスメントシートについては大洋学園独自の様式を用い分かりやすい工夫がされている。また、退所後の社会生活でのルールや仕組みをまとめた「おたすけワン」に相談方法を掲載し冊子として配布している。</p>		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント33 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 みんなの声、子どもアンケート、チーフ会議、自治会、嗜好調査など幅広く子どもたちの意向を吸い上げる仕組みがある。また、ユニット化により日々子どもたちと接する時間を個別面談・聴取の機会と捉え、満足の把握に努めている(小学生が就寝前、中高生については個別の時間を設定している)。吸い上げられた内容は、職員会議で話し合われ方向性を決め改善する仕組みとしている。また、第三者評価のアンケート結果も活用されており、分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>		
III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 昨年度の大洋学園運営報告によれば、苦情受付箱には15件の苦情申し出があり、そのほとんどが要望的なもので、苦情解決担当者が状況を説明し理解を得たとのことである。規程に苦情解決委員会の開催について記載がなく、各種会議・委員会開催要領に(6)第三者委員・法人担当理事合同会議を掲げており、苦情があった場合はここで扱うことになると思われるが、この積極的な活用とさらに苦情記入カードの工夫(「苦情か意見か要望か」を記載できる様式を取り入れ区分を明確にする)など今後の課題である。</p>		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>評価者コメント35 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。 子ども権利ノートや入所時説明書を用いて説明されている。ユニット化により職員と常に話しやすい環境が整えられている。また、話す内容を漏らさないことへの理解や話の内容によっては周囲に聞かれないため、図書室や心理室を利用し個別的な配慮等がなされている。今後の更なる取組として、ユニット化による密室化も危惧されることを踏まえ、相談相手を広く選択できる仕組みや切手のいらぬハガキを準備(外部への相談)するなど、取組の幅を広げる対策も期待したい。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>評価者コメント36 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、施設的かつ迅速に対応している。 年度初めに子どもたちより意見を聞く場を設けるとともに、ユニット化により日々子どもたちの相談や意見はチーフを中心にホーム会議で取り上げられ連絡会で報告されている。職員全体で協議・共有が必要な内容は、職員会議に諮られる仕組みが「改善要望等対応要領」で定められ実践されている。</p>		

III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>ヒヤリした・ハツとした体験は日誌又は報告書に記入し、ヒヤリハット委員会でその内容の対応策等を検討し職員会議に諮られている。改善策・再発防止策はヒヤリハット委員会で協議し、安心と安全を脅かす事例としてまとめられている。しかし、収集した事例が少ないため、ヒヤリハット報告書を提出するか迷うインシデント事例について、職員間で検討しながら事例を増やす取組が期待される。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。感染症対応要領、新型インフルエンザ対応要領が定められ、業務分担表で役割が明記されている。連絡会終了後、要領の読み合わせを行い職員の周知や共有に努めている。予防のため、玄関内に手・指消毒液が設置され、平常時はバイタルチェックを行っている。感染症が発生した場合は、要領等により対応する体制が整備され、見直しも随時行われている。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を施設的に行っている。</p> <p>非常時災害対応要領に基づき、初動隊が法人内で結成される仕組みが整っている。福祉避難所の指定は受けていないが「福祉の里運営協議会」内で災害時の相互協力ができている。食糧備蓄として3～5日分が確保され、担当職員不在でも備蓄品内のできる調理のメニュー表も整備されている。</p>		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>評価者コメント40</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。</p> <p>大洋学園における標準的な実施方法は、「養護要領」に記載し明示している。職員への周知を図るため、連絡会終了後に読み合わせを行っている。また、日々の実施状況をホーム会議、連絡会、職員会議で確認する仕組みが整っている。さらに、今年度は施設独自の「不適切な関わり事例集」(副題が「よりよい支援を目指して」)が完成し、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢をはじめとして、日常支援の充実のための指針として活用されている。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを施設的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>業務の標準的な実施方法について定期的に検証する仕組みとして、毎年の自己評価と第三者評価、子どもへのアンケート結果を活用し、課題は運営委員会で検討・見直しされ、職員会議に諮る仕組みとなっている。「養護要領」で見直し・追加が行われたものとして「衛生管理要領」「アルバム作成マニュアル」「ケース記録要領」などがあり、PDCAサイクルによる福祉サービスの質に関する検討が施設として継続的に行われている。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>評価者コメント42</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>自立支援計画策定要領に基づきフローチャートが示され、アセスメントの実施、計画が策定されている。大洋学園のアセスメントシートは県内でも先駆的な独自シートであり、具体的なニーズを把握するための様式となっている。支援困難ケースについても担当職員より基幹的職員へあげられケース会議が開催される仕組みとなっている。</p>		

43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画策定フローチャートにより、入園前・入園時・3月、3か月・4月、6か月・9月、年度末と見直し時期や手順が定められ、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みも整備している。また、周囲で協力する体制をとりチームケアを行う仕組みが整備され、随時ケース会議（緊急時含む）を開催し、養育・支援の質の向上に向けた取組がなされている。</p>		
III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 パソコンのソフト導入により、統一された様式に記録され、日々の情報が共有できる仕組みが整っている。職員間の共有は連絡会議の他、引継ぎ、申し送り、回覧の手順となっている。自立支援計画にもとづく養育・支援の実施はケースに記録されている。しかし、職員により記録に差異が生じないようOJTによる指導が行われているが、課題が残るとしている。また、自立支援計画に対する各専門職間の記録が連動することにより、更に迅速な情報の共有化が図られることが期待される。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 子どもの記録は金庫に保管されており、全て永年保存のため金庫を増やし対応する取組を行っている。個人情報取扱規程は法人として定められているが、情報開示に関する規定がなく、開示請求に対する規程が求められる。また、研修についても機会がないことを認識していることから、個人情報保護と情報開示の2つの管理体制を整備し、職員間で共有する取組が求められる。</p>		

A-1 子ども本位の養育・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。施設本体のユニット及び地域のグループホームで家族的養護の積極的な取組が進められており、子ども達の最善の利益を目指した個別的ケアの充実が図られている。各ユニット及びホームは職員のチームにより運営され、毎日の職員連絡会議やケース会議、ユニット等のチーフ会議で具体的援助方法等の振り返り、検討、見直しがなされている。基幹的職員によるスーパーバイズも適時行われており、職員の共通理解と相互連携のもとで、子どもの人権尊重を基本とした養育支援の実践がなされている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>子どもの発達段階に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。子ども達自身が自らの生い立ちや家族の状況を知る権利について、いわて子どもの権利のノートを活用して、きちんと説明している。子ども自身の意向を尊重しつつ、具体的な説明の時期や方法等についてはケースカンファランスで検討し、特に必要な場合は児童相談所と共同して説明に当たるなど、子ども達一人ひとりの年齢や心理的状況等に応じ個別化された対応が行われている。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		第三者評価結果
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。年度初めに子どもに権利のノートを配布し、子ども達に全体の話し合いの場で説明している。また、ユニット及びグループホーム単位でも、子どもの年齢や理解水準に配慮しながら、権利について具体的に説明している。子どもからの意見、要望を個別に聞く機会を設け、対応方法等については職員間で協議・検討のうえ、本人にきちんとフィードバックするなど、子どもの権利を尊重した日常の養育・支援が展開されている。職員に対しては、職員研修やケースカンファランス等の機会に子どもの権利について再確認し、理解を深めるよう促している。今後、就学前の子ども達への分かりやすい説明について、さらなる工夫(文字媒体だけではなく、イラストや絵を取り入れる等)による取組が期待される。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		第三者評価結果
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。ユニット及びグループホームにおける家庭的養護体制への移行により、担当職員と子どもとの個別的関わりの機会が増え、一人ひとりの生活状況に目が届きやすくなっている。そのことが子ども自身の安心感、安全感を高め、子ども同士の関係の中でも相互の気遣いや仲間意識の醸成につながっているものと思われ、引き続き家庭的養護の丁寧な実践を通じて、子ども達の養育・支援の一層の充実が期待される。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		第三者評価結果
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>体罰等を行わないよう徹底している。法人の規程、施設の「養護要領」、被措置児童虐待対応要領等により体罰等の禁止を徹底し、その予防の取組や万が一発生した場合の対応手順等を明らかにしている。日々の養育・支援に当たっては、小さなトラブルについてもユニット及びホームのチーフによる会議で事案の共有と具体的対処方法等の検討を行い、職員個々の抱え込みを防ぎながら職員の相互連携のもとでの一貫性のある対応に努めている。新採用職員については、一定期間、単独での業務を避け、先輩職員等によるOJTを通じて体罰等を行わない適切な支援の進め方を学ばせている。</p>		

A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント6 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。 施設独自の「不適切な関わり事例集」(副題が「よりよい支援を目指して」)が作成され、職員の不適切な関わりの防止や日常支援の充実のための指針として活用が図られている。この事例集については、検討委員会が設置されており、今後のさらなる内容充実と活用が期待される。子ども達に対して、困りごと等があった際に、いつでも職員に相談するよう伝えており、担当職員の他にも個別対応職員等が随時子どもと面接し、その気持ちを受け止めているほか、各ユニット・ホームのチーフ会議等で日常の養育・支援の定例的な振り返りを行い、支援内容の改善と不適切な関わりの防止に努めている。しかし、子ども達に対する不適切な関わりに関する具体的事例の周知や自らを守るための学習の機会の提供等の取組が不足しており、具体的な取組が望まれる。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<p>評価者コメント7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。 「養護要領」に子どもの権利擁護に関する内容を明記し、併せて、養育・支援における職員の基本姿勢を具体的に提示するなど、体罰や不適切な関わりに陥ることのない養育・支援に施設全体で取り組んでいる。加えて、被措置児童虐待対応要領を策定し、被措置児童虐待の防止や疑わしい事案発生時の対応等について明確に定め、職員に対する被措置児童等虐待の防止を徹底している。子ども達に対しても、子どもの権利ノートの活用等により自ら訴えることができることをきちんと説明している。また、施設行事に第三者委員を招き、子ども達に紹介のうえ、その役割について具体的に説明している。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		第三者評価結果
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
<p>評価者コメント8 子どもの思想や信教の自由が保障されている。 学園独自の宗教活動は行っていない。子どもや保護者の思想や宗教活動の権利と自由を妨げない配慮がなされている。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
<p>評価者コメント9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。 「養護要領」の中に「入所前・入所時の援助」の具体的対応手順等を定め、家庭支援専門相談員が中心となって、児童相談所との緊密な連携の下で新規の入所児童の受入れ及び入所直後の養育・支援を進めている。特に、入所に先立って児童相談所担当児童福祉司等の来訪を得て、施設職員とのケースカンファランスを必ず開催し、必要に応じて疑問点等についての追加調査等を児童相談所に依頼するなど、養育・支援に当たる職員全員が予めケースの情報を共有し理解を深めたくうえで、子どもの円滑な初期適応と不安の解消等を図っている。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 各ユニット・ホームにおける日常の過ごし方、生活時間の目安等については、子ども達と職員で構成する全園の自治会や各ユニット等の話し合いで決めるようにしている。個々の子どもの衣服の選択や小遣いの使い方等も本人の選択、自己決定を基本に、職員が必要な支援を行っている。一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、職員が受容的、支持的に関わりながら、各ユニット等での日々の暮らしが営まれている。</p>		

A-1-(7) 主体性、自立性を尊重した日常生活		第三者評価結果
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。休日のあり方に限らず、日常生活について話し合いは定期的に行われている。自由な時間をどのように過ごすかは子どもの選択を尊重し必要な支援を行っている。地域のスポーツ活動やレクリエーションの参加を積極的に支援し、地域の一員として自主的に活動できるようにしている。余暇を使った「一緒活動」としての買い物を通じ、大人との愛着関係も築かれている。書道や水泳に興味を持ち、取り組んでいる子もいる。ゲーム機の使用は個人、共有も含め自己管理や自己責任としているが、ゲームに熱中し過ぎた場合は担当者との話し合いで、ゲームの時間などルールを決め支援している。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの発達に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。小遣い帳は子どもが自己管理している。幼児や小学生(低学年)は担当者が管理し、買い物を一緒にしながら金銭感覚を身につけるようにしている。貯金通帳の管理は職員がしており、定期的に子どもへ見せて確認をしている。お金の使い方は自己責任としているが、預金額を超えた支払に窮する失敗例もある(携帯料金の支払い)。失敗体験を学びの機会と捉え、経済観念の確立が身につくよう支援がなされている。社会生活を控えた高校生の自活訓練実習に於いて、食費を一か月2万円(米代金を除く)と決めて生活する体験が行われている。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っているが、十分ではない。「一時帰宅等実施要領」を定め、児童相談所との連携を図りながら、家庭支援専門相談員が中心となって家族との面会や一時帰宅等を実施し、必要に応じて家庭への送迎や一時帰宅中の家庭訪問を実施している。家庭復帰に際しては、児童相談所や福祉事務所等と関係者会議を開催するとともに、子どもや家族に対して復帰後の相談支援が可能なことを伝えている。しかし、退園後に本人から電話連絡等があった際、簡易な内容について記録が残されない場合もあるとのことなので、アフターケアの進め方や記録方法等について改めて検討し、職員間での理解の共有と対応手順の明確化が求められる。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。措置延長が必要と判断された子どもについては、児童相談所と協議し、所要の手続きを行ったうえで、施設として自立に向けた指導、支援を継続して行っている。施設とは遠隔な自立援助ホームについても必要に応じて連携を図っており、家庭支援専門相談員を中心として進路指導に課題を抱える子どもの支援に丁寧に取り組んでいる。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。退所を間近にした入所児に対して自活訓練や社会人講座を開催し、生活スキルの向上を図っているほか、本人との話し合いを重ね、奨学金等の情報提供をきめ細かに行うなど、一人ひとりの状況に応じて、個別化されたリービングケアが行われている。退所後の1年間は重点的にアフターケアを行い、必要に応じて家庭支援専門相談員が退所児童の訪問を実施しているほか、支援が必要な場合には帰宅先の市町村等と連携を図っている。毎年、施設で新年交賀会を開催し、退所児(者)と在園児、職員との交流の機会を設けながら見守りを続けている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。 ユニット及びホームでの家庭的養護体制が具現化され、子ども達は落ち着いた暮らしぶりみせている。「養護要領」に掲げられる子どもと職員の「一緒活動」を基本として、各職員が子ども達に寄り添い、その気持ちを受け止めながら日々の養育・支援の取組が進められている。加えて、個別対応職員や心理療法担当職員等による個別的関わりの機会が設けられているほか、自治会活動やアンケート等を通じて子どもの意向や気持ちを受け止める取組がなされている。被虐待児童等の養育・支援に困難な面が認められる子どもについては、ケースカンファレンスや心理療法担当職員による被虐待児の心理特性等に関する内部研修を行うなど職員のケース理解を深め、適切な支援につなげるよう努めている。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>基本的欲求の充足が子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 ユニット化による小人数の生活は、子ども一人ひとりの行動や表情に目が行き届くようになり、個々が求める欲求への対応が柔軟に行えるようになってきている。子どもと職員が1対1で関わる機会が増え(買い物・通院・入浴・就寝)、職員に対する信頼関係の深まりが構築されている。子どもの年齢幅があるホームの生活は、子ども一人ひとりに適切な対応が求められ、気のやすまることが少ない中で、寝食を共にしながら真摯に子どもと向き合う職員の姿勢は高く評価したい。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 ユニットケア、グループケアへの移行に伴い、従来の全体日課ではなく各ユニット等ごとに話し合いで生活の目安の時間を決めており、中高生については基本的に自己管理、自己責任として本人の判断に委ねている。被服の選択や小遣いの使途等についても、本人の意向、選択を尊重し、小遣いの使い過ぎ等の失敗体験も子ども本人の成長につなげるよう、職員は見守る姿勢を基本として、一人ひとりに応じた日常の養育・支援に努めている。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>発達段階に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。 入所している子どもの年齢幅にあわせた学びと遊びの環境を用意している。個々の自立支援計画を基に、子ども自ら好きな遊びを見出せるよう情報を提供したり、様々な機会を作っている。幼稚園に通う7人の幼児の学園生活は、個別の自立支援計画によって育まれている。さらに、各々の発達上特段に支障は見られないものの、年齢に応じた成長を支援するプログラムの整備が求められる。大まかな目安であっても、年齢を考慮に入れた日々の関わりが発達を促し、確かな成長へと結びついていくものと考えられる。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 ユニット・ホームごとにキッチンや浴室等が設置され、玄関や居室の装飾も子ども達の好みに応じて工夫され、落ち着いた雰囲気のある家庭的な生活空間が確保されている。食事は担当職員によりユニット等で三食が提供されている。子ども達も職員と一緒に食材の買い物に出かけたり、食事の準備の手伝いをするなどの機会を得ている。このような日々の暮らしの中で子どもと職員との「一緒活動」を通じて、基本的な生活習慣の確立や社会規範の獲得等が自然な形でなされている状況がうかがわれる。</p>		

A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑳	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>食事は団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事できるよう工夫している。</p> <p>ホームによってキッチンやリビングの内装に差はあるものの、テーブル・電化製品の配置はそれぞれ工夫がなされていて、家庭的な雰囲気は心安らく場所となっている。高年齢の子どもは通学や部活により、食事時間が朝早かったり夜遅くなるが、適温で美味しく食べれるよう手をかけた食事提供がなされている。子どもと担当者は一緒に食事を摂りながら会話を楽しむつろぎの場となっている。食器は陶器製が用意され、マグカップは個々の好みの物をつかっている。食器戸棚の中で賑わうカラフルなカップの数々に、子どもたちの日々の営みが感じられた。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>子どもの嗜好や健康に配慮した食事を提供している。</p> <p>平日は栄養士が発注した食材でホーム毎に調理が行われている。検食と残食については担当者が日誌に記録している。子どもの年齢に応じた食事量・栄養量など栄養士の指示のもとに食事提供が行われている。ユニット化によって栄養士は子どもと直接関わる機会が増え、会話を交わしながら食事の感想や要望を聞き取り、子どもの嗜好に配慮した献立の作成がなされている。月2回子どもたちのリクエストによる「お好み献立」(鍋物・焼き肉・タコ焼きなどバラエティーに富んでいる)をホーム毎に提供している。メニュー内容によっては野菜摂取を栄養士がアドバイスしている。</p>		
A㉒	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p> <p>子どもと担当者が共に食事をしながら、食材や栄養について会話したり、無理なく偏食が改善できるよう工夫している。料理に興味を持つ子は積極的に調理の手伝いをしている。料理を器に盛りつけたり、配膳の支度、食後の片づけなど担当者と一緒に行っている。土・日曜日はホーム毎に食材の買い出しに出かけ、品物の鮮度や価格を見極めながら購入し調理している。日常の食事の他、祝勝会・外食・行事食などの多様な機会を設け、子どもの食習慣の習得にも取り組んでいる。</p>		
A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A㉓	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>評価者コメント24</p> <p>衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣類を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p> <p>子ども一人ひとりの衣服は十分に確保されている。高齢児は被服・日用品の個人予算内で好みの物を購入しており、一年間の予算内でフルシーズンの衣服をいかに計画的に整えるかの訓練ともなっている(春夏衣料に使い過ぎて冬服の購入が困難なケースもあった)。ネット通販を使い、安く良い物を購入するなどの工夫もみられる。子どもの外出時はTPOに合わせ適切な身だしなみをと助言を行っている。エピソードとして、動物公園にヒールを履いて行こうとしたり、全身動物のぬいぐるみを着用して出たいこうとしていたなどが挙げられる。</p>		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>居室等施設全体がきれいに整美されているが、十分ではない。</p> <p>ユニット・ホームの居室や共有スペースは明るい家庭的な雰囲気、きれいに整備されている。居室は子ども自身が、共有スペースは職員がそれぞれ分担して清掃等を行っているが、園庭等の周辺環境の清掃等は十分にできていないようである。今後、ボランティアの支援を得るなど、新たな工夫も試みて、住居内と同様の快適な環境づくりに努めてほしい。また、改修未了の幼児ホームの洗面台等についても、改善が望まれる。</p>		

A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。 施設全体がユニットやグループホームでの家庭的養護体制への移行を終えている。一部に相部屋はあるものの、子ども達は個別化された生活空間の中で、担当職員による継続的で一貫性のある養育・支援により、各ユニット等は子ども達が安全、安心を感じられる生活の場となっている。幼児ホームは、キッチンとリビングが一体的で職員の目が届きやすくなっている。居室(寝室)は壁で仕切られているため、日中は子ども達にリビングで過ごしてもらおうなどの配慮をしている。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
<p>評価者コメント27</p> <p>発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。 各ユニット、グループホームごとに担当職員が子ども達の整容、入浴、清潔保持等の支援に一貫して関わっており、年齢や発達段階に応じて子ども自身が自らの健康管理が適切に行えるよう、きめ細かな支援が行われている。剃刀等の身の回り品の共用は避け、包丁等の危険物を年少児の手の届かないところに置くなど、衛生的で安全な生活環境が保持されている。交通事故防止に向けた交通ルールの指導、注意喚起も日常的に行われている。</p>		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 一人ひとりの定期的身体測定や体温計測(週1回)を行い、個々の子どもの健康状態の把握に努めている。健康面の配慮が必要な子どもについては、随時、嘱託医を受診し、その際には通院ノートに嘱託医のコメント等を記載してもらい病院との細やかな連携に努めている。衛生管理要領を定め、服薬が必要な子どもについての処方の確認、薬の保管方法、服薬チェックの手順等を明確にし、誤与薬等の防止に役立っている。今年度は、嘱託医を講師とした健康管理についての職場研修を開催し、職員の研鑽を図ることとしている。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 日常生活を通して、子どもから出る性に関する発言や疑問に対して、担当者は子どもの年齢に応じた説明をし、正しい知識や関心がもてるように支援している。また、「性について」外部研修を受講した職員は全職員に伝えるよう研修報告をしている。さらに、性教育のあり方を検討する体制として、「性教育委員会」を立ち上げ研修を実施している。今後、職員による研修の成果を整備した上で、子どもへの学習会を行う予定があり期待したい。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		第三者評価結果
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p>評価者コメント30</p> <p>でき得る限り他児との共有の物をなくし個人所有とするようにしている。 幼児は担当と一緒に物の整理をしており、簡単なものは自分で出し入れできるよう支援している。各居室に設置している収納場所に個別の持ち物が保管されている。浴室の棚に個人所有のシャンプーやリンスが並んでいて、個人の希望を大事に支援していることが見てとれる。個人所有を区別するため名前を記入しているが、衣服などに記入を嫌がる場合は、見えないところに記号など印をつける配慮がなされている。</p>		
A③⑪	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>成長の記録(アルバム等)が整理されている。 学園に於いては、子どもが施設を退所する際にアルバムを手渡しているが、アルバムが果たす意味合いとしては不十分であり改善が求められる。子どもがアルバムを開きたい時、いつでも手にすることができるようになって欲しい。職員の多忙な勤務状況下、アルバム作りの時間を見出すことが容易ではないと思われるが、子どもの誕生日等に向けてアルバムを整理し、子どもと共に成長を振り返る機会を是非設けて頂きたい。</p>		

A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A③②	A-2-(8)-① 子どもが暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>評価者コメント32</p> <p>子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。</p> <p>日頃から全体のケース会議やユニット・ホームのチーフ会議等で、一人ひとりの子どもの適切な状況把握と職員間の共通理解を図っており、日々の養育・支援に職員が一体となって取り組んでいる。子どもが問題行動を来した場合には、職員全体で状況把握、対処方法等を検討・確認し合ったうえで、職員の複数対応を基本とし、当該児童の行動の安定につなげるよう努めている。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント33</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p> <p>施設全体が家庭的養護の体制に移行した中で、より個別化された生活が具現化され、一人ひとりの安心感、安全感の向上が図られている。また、子どもと職員の「一緒活動」や権利ノートを活用した子ども自身の権利意識を高める取組などを通じて、互いを尊重し、差別や暴力のない暮らしの場づくりが進められている。被虐待児等重篤なケースの支援については、「養護要領」に具体的な対応のあり方を明記し、受容と支持を基本に、基幹的職員を中心として各専門職や担当職員が連携して、きめ細かな対応を図ることとしており、問題行動が発生した場合に施設全体で組織的に対応する体制が確保されている。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
<p>評価者コメント34</p> <p>保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めている。</p> <p>「非常時対応要領」に外部侵入や強引な引き取り要求への対応等に関する内容を盛り込み、緊急事案発生時の子ども達の安全確保や避難等に備えている。必要に応じて警察に状況を説明し、協力依頼を行うほか、児童相談所とも随時連絡を取り合い、緊密に連携して保護者からの強引な引き取り要求等に対応することとしている。独自に「DV被害者緊急一時避難受入れ対応要領」を定め、配偶者暴力相談支援センター等からのDV被害女性や同伴児の緊急受入れ要請に備えており、加害男性来訪時の対処手順等が定められているなど、子ども家庭福祉の重要な地域資源としての役割も担っていく姿勢が示されている。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		第三者評価結果
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>評価者コメント35</p> <p>心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p> <p>心理的ケアが必要な子どもについて、心理療法士(臨床心理士有資格者)により必要な支援が行われている。対象児童は20名程で、自立支援計画の中に心理的ケアの実施計画を位置づけ、子どもへの心理面接や担当職員へのコンサルテーション、保護者への相談助言等を行っている。随時、併設の児童家庭支援センターの心理職との連携ができており、心理専門職としてのスキルアップにもつなげている。必要に応じて児童相談所の児童心理司等とも、ケース対応について検討の機会をもつなど、相互に連携を図っている。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>評価者コメント36</p> <p>学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。</p> <p>ユニット・ホームの居室に個別に学習机が準備され、落ち着いた環境の中で学習ができる条件が整っており、図書室の利用も可能である。小中学校との懇談会開催や担任との個別連絡等を通じて学校との連携が図られており、特別支援学級や特別支援学校への通学支援も行われている。子どもの希望に応じて地域の塾に通塾しているほか、今年度は新たに学習塾講師を招いて(週1回)、英語を中心とした学習指導の機会を設けている。個別対応職員が個別の関わりの中で子どもの気持ちを受け止めながら、学習面の指導、支援を行うなど、一人ひとりの発達状況や希望に応じた学習支援が展開されている。</p>		

A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>評価者コメント37 子どもが進路の自己決定をできるように支援している。 「養護要領」に学習支援・進路指導の基本的対応方法を明記し、全職員が協力して、子ども自身の進路に向けた意欲向上と進路選択支援の環境づくりに努めている。自立支援計画の中に進路支援を位置づけ、学習及び生活支援を丁寧に進めながら、本人による最終的進路の選択・決定につなげている。身近な地域に大学、専門学校がないため、特に高卒後の進路相談は早め開始し、全国的助成団体・大学等の「進学・就職助成一覧」を施設独自に作成し、本人へのきめ細かな情報提供を行っている。自活訓練や社会人講座の開催等を通じて、本人の自活能力の向上を図りながら進路選択を支援し、県内外への就職や専門学校等への進学につなげている。</p>		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 職場体験、職場実習、新聞配達等のアルバイト体験等を通じて、本人の社会経験の拡大に取り組んでいる。進路選択に困難を来した子どもについて、地元漁業者の協力を得て特別の配慮のもとで就労体験の機会を設けるなど、地域関係者、関係機関と連携しながら、一人ひとりの課題、ニーズに応じた職場体験や就労意識の向上を図る取組が行われている。資格試験にチャレンジする際には受験料助成を行うとともに、介護初任者研修や自動車教習の受講などを通じて社会的自立に役立つ資格の取得を積極的に支援している。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>評価者コメント39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。 家庭支援専門相談員とユニット等の担当職員が連携・協力して家族への対応に当たっている。具体的には、子どもの様子や学校行事等を随時家族に伝え、施設行事への参加・協力を得ているほか、必要に応じて家庭支援専門相談員が家庭訪問を実施し、保護者の考えや家庭状況の把握に努めている。また、自立支援計画や「一時帰宅等実施要領」に基づいて、子どもの気持ちや生活状況に留意しながら、保護者との面会、一時帰宅、段階的な家族関係修復等の取組が進められている。さらに、被虐待児など養育・支援に困難を伴う子どもについては、家庭支援専門相談員が児童相談所と連絡を取り合い、相互に連携して対応している。 このように家族への支援にも努めているところではあるが、その中心的な役割を担う家庭支援専門相談員について、ホーム担当を兼務している現状にあることから、その職責・役割の重要性に鑑み、早急な専任化が望まれる。(児童養護施設運営指針において、「家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示する」よう求められていること。)</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 家庭支援専門相談員を中心として、家族状況のアセスメントを行い、具体的対応方法を検討のうえ、親子面接や一時帰宅等を行うとともに、中長期的見通しの下で家族関係再構築や家庭復帰を目指した取組を進めている。一時帰宅時に家庭支援専門相談員による家庭訪問を実施しているほか、必要に応じて児童相談所職員との同行訪問の機会を設けるなど、児童相談所や市町村等関係機関との緊密な連携のもとで家族支援を行っている。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		第三者評価結果
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に積極的に取り組んでいる。 基幹的職員がスーパーバイザーとして明確に位置づけられ、ケース会議、自立支援計画策定及び総括に係る会議等に参画し、スーパーバイズを行うほか、日常場面でも随時職員の相談を受け、指導・助言をしている。ホームごとにチーフが置かれ、ホーム担当会議やチーフ会議で養育・支援の具体的進め方等について随時協議・検討が行われており、担当職員の抱え込みの防止や職員相互の連携・協力につながっている。職員の経験年数や習熟度に応じた研修を通じて職員の専門性の向上を図っているほか、社会福祉士等の専門資格取得のための助成制度を設け、資格取得を奨励している。心理療法担当職員については、併設の児童家庭支援センターの心理職によるコンサルテーション等の機会を随時設けている。</p>		